

# いじめ防止基本方針

〈旭市立海上中学校〉

- 1 基本方針  
本方針は、人権尊重の理念に基づき、海上中のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。
- 2 いじめ防止に向けての基本姿勢  
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。
- 3 「いじめ」とは（いじめの定義）  
生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）  
具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
  - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- 4 いじめの基本認識
  - ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
  - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
  - ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
  - ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
  - ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
  - ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
  - ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- 5 いじめ対策のための組織の設置  
管理職、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等のほか、校外関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。  
いじめの防止等の対策等の日常的な業務、及び緊急会議を持つため、校内組織を中心とした「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、柔軟な対応をはかれるようにする。
- 6 教育委員会や関係機関等との連携
  - (1) いじめが犯罪防止として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく教育委員会及び所轄警察署と連携して対応する。
  - (2) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- 7 保護者への連絡と支援・助言  
いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- 8 懲戒権の適切な行使  
教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめは様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- 9 学校評価の実施  
学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校だよりやホームページで公表する。